

令和4年11月20日執行  
二宮町議・町長選挙

## 選挙公営（公費負担）の手引き

二宮町選挙管理委員会

## はじめに

この手引きは、二宮町議会議員及び二宮町長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについて記述したものです。

## 目次

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| I   | 公費負担制度とは？               | 1  |
| II  | 公費負担の種類                 | 1  |
| III | 対象となる候補者                | 1  |
| IV  | 公費負担の限度額                | 2  |
| V   | 諸手続                     | 3  |
| 1   | 契約締結と契約届出               | 3  |
| 2   | 確認申請                    | 4  |
| 3   | 使用（作成）証明書の交付            | 4  |
| 4   | 費用の請求                   | 5  |
|     | ・選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）    | 6  |
|     | ・選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）   | 8  |
|     | ・選挙運動用自動車の使用（燃料供給）      | 10 |
|     | ・選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）    | 12 |
|     | ・選挙運動用ビラの作成             | 14 |
|     | ・選挙運動用ポスターの作成           | 16 |
| VI  | 契約書参考例                  | 18 |
|     | 〈参考資料〉 二宮町公費負担制度Q&A（別冊） |    |

## I 公費負担制度とは？

この制度は、二宮町議会議員及び二宮町長選挙において、候補者と契約業者等との間で締結した「選挙運動用自動車の使用」、「選挙ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」に係る有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で候補者に対して、二宮町が各契約業者等に直接その費用を支払うものです。

※供託物が没収される場合は、対象外となります。

## II 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、二宮町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が決められています。

公費負担の対象となるものは次のとおりです。

- ①選挙運動用の自動車の使用
- ②選挙運動用ポスターの作成
- ③選挙運動用ビラの作成

## III 対象となる候補者

この選挙公営制度においては、町において公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担になります。

### 【供託物没収点】

町議会議員選挙：有効投票総数÷議員定数（14人）×1/10

町長選挙：有効投票総数×1/10

#### IV 公費負担の限度額

| 公費負担         |                                    | 公費負担の対象                                   | 公費負担の限度額                                  | 備考                               |                                    |
|--------------|------------------------------------|---|---|----------------------------------|------------------------------------|
| 選挙運動用自動車の使用  | 1 一般旅客運送事業者との契約<br>(ハイヤー、タクシーの借上げ) | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額<br>(1日につき1台に限る) | 64,500円(1日)×5日<br>= <u>322,500円</u>       | 1の契約と2の契約は選択                     |                                    |
|              | 2<br>1に掲げる契約以外                     | ①自動車の借入れ契約<br>(レンタル、個人、会社等からの借上げ)         | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額<br>(1日につき1台に限る) |                                  | 16,100円(1日)×5日<br>= <u>80,500円</u> |
|              |                                    | ②燃料供給の契約                                  | 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金                        |                                  | 7,700円(1日)×5日<br>= <u>38,500円</u>  |
|              |                                    | ③運転手雇用の契約                                 | 選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額<br>(1日につき1人に限る) |                                  | 12,500円(1日)×5日<br>= <u>62,500円</u> |
| 選挙運動用ポスターの作成 |                                    | 選挙運動用ポスターの作成単価に作成枚数を乗じた金額                 | 別掲のとおり                                    |                                  |                                    |
| 選挙運動用ビラの作成   |                                    | 選挙運動用ビラの作成単価に作成枚数を乗じた金額<br>(2種類以内)        | 町長  | 7円73銭×5,000枚<br>= <u>38,650円</u> |                                    |
|              |                                    |   | 町議  | 7円73銭×1,600枚<br>= <u>12,368円</u> |                                    |

※一般乗用旅客自動車運送事業者（ハイヤー、タクシー借上げ）とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。

燃料代及び運転手雇用の公費負担制度の併用はできません。

#### [別掲] 選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスターの作成単価に作成枚数を乗じた金額が公費負担の対象となります。ただし、作成枚数が限度枚数の範囲内かつ作成単価が限度単価の範囲内であることが前提です。

#### 選挙運動用ポスター作成の公費負担限度額

| 選挙名 | 作成単価の限度額   | 公費負担の限度額                         |
|-----|--|----------------------------------|
| 町長  | <u>541円31銭×56ヶ所+316,250円</u><br>56ヶ所(掲示数)<br>= <u>6,189円(上限)</u> | 6,189円×56ヶ所<br>= <u>346,584円</u> |
| 町議  | <u>541円31銭×56ヶ所+316,250円</u><br>56ヶ所(掲示数)<br>= <u>6,189円(上限)</u> | 6,189円×56ヶ所<br>= <u>346,584円</u> |

※1円未満切上

～例1～

選挙ポスター100枚の作成を70万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価

$700,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 7,000 \text{ 円/枚}$

→この場合、単価が作成単価の限度額（6,189円）を超えていますので、 $6,189 \text{ 円} \times 56 \text{ 枚} = 346,584 \text{ 円}$ が公費負担の対象額となります。従って、この額を超える分（353,416円 [700,000円 - 346,584円]）が候補者の自己負担となります。

～例2～

選挙ポスター100枚の作成を40万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価

$400,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 2,500 \text{ 円/枚}$

→この場合、単価が作成単価の限度額（6,189円）は上限以下ですが、作成枚数が上限（56枚）を超えていますので、 $2,500 \text{ 円} \times 56 \text{ 枚} = 140,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象額となります。従って、残りの44枚（110,000円 [2,500円 × 44枚]）が候補者の自己負担となります。

## V 諸手続

### 1. 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各事業者等と有償契約を締結し、その旨を届け出る必要があります。

①届出先 二宮町選挙管理委員会

②届出期日 A：契約が立候補届出前の場合…立候補届出の時

B：契約が立候補届出後の場合…契約締結後直ちに

③添付書類 各事業者等との契約書の写し

### 注意事項

ア 「選挙運動用自動車の使用において、2ページの表「1に掲げる契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれの個別の契約書の写しが必要です。

イ 契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。

## 2. 確認申請

下記①について、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

### ①確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数（掲示場数）の確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認

### ②確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手方ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、既に確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し（控え可）を保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

### ③確認申請書の提出先

二宮町選挙管理委員会

### ④確認書の交付

申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。交付を受けた確認書は直ちに事業者等に提出してください。

なお、この確認書は、契約事業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

## 3. 使用（作成）証明書の交付

上記の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した事業者等ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約事業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この証明書は、契約事業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

#### 4. 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した事業者等からの請求に基づき、二宮町選挙管理委員会が事業者等に直接支払います。

ただし、候補者が供託物を没収された場合は、請求できません。

#### ○請求時に必要な提出書類

| 区分           |                                  | 提出書類  |   |
|--------------|----------------------------------|---|---|
| 選挙運動用自動車の使用  | 一般乗用旅客運送事業者との契約による場合<br>(ハイヤー方式) | ①請求書【第13号様式(1)】<br>②請求内訳書【第13号様式(1)別紙その1】<br>③選挙運動用自動車使用証明書【第10号様式(1)】                        |   |
|              | 上記以外の別契約による場合                    | 自動車の借入れ   | ①請求書【第13号様式(1)】<br>②請求内訳書【第13号様式(1)別紙その2(1)】<br>③選挙運動用自動車使用証明書【第10号様式(1)】   |
|              |                                  | 燃料代   | ①請求書【第13号様式(1)】<br>給油伝票貼付(給油年月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額の分かるもの)<br>②請求内訳書【第13号様式(1)別紙その2(2)】<br>③選挙運動用自動車使用証明書【第10号様式(2)】<br>④選挙運動用自動車燃料代確認書【第7号様式】 |
|              |                                  | 運転手の雇用  | ①請求書【第13号様式(1)】<br>②請求内訳書【第13号様式(1)別紙その2(3)】<br>③選挙運動用自動車使用証明書【第10号様式(3)】   |
| 選挙運動用ポスターの作成 |                                  | ①請求書【第13号様式(3)】<br>②請求内訳書【第13号様式(3)別紙】<br>③選挙運動用ポスター作成証明書【第12号様式】<br>④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【第9号様式】 |   |
| 選挙運動用ビラの作成   |                                  | ①請求書【第13号様式(2)】<br>②請求内訳書【第13号様式(2)別紙】<br>③選挙運動用ビラ作成証明書【第11号様式】<br>④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【第8号様式】     |   |

#### ○請求書提出時の注意

- ・支払方法は口座振込となりますので、振込先は正確かつ丁寧に記入してください。また、債権者登録カードを提出してください。
- ・請求書類に誤りがある場合は、再度提出していただく場合がありますので、ご注意ください。

#### ○請求書の提出先

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地 二宮町選挙管理委員会  
TEL 0463-75-9279

#### ○請求書の提出期日

令和4年12月16日(金)まで

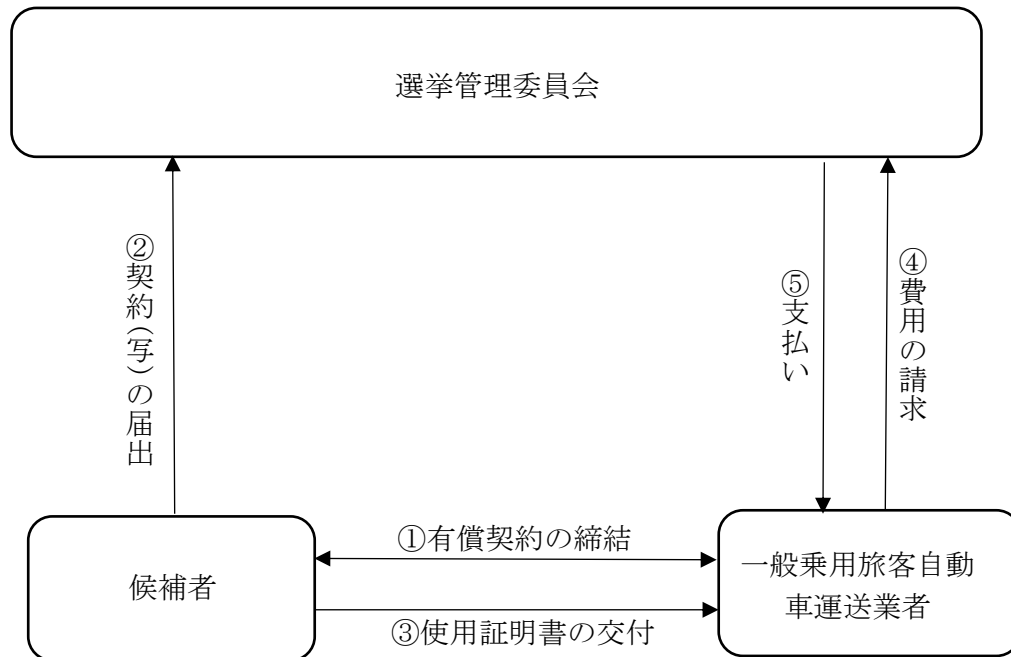
選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）  
 （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

| 提出時期   | 様式名                | 様式番号           | 確認 |
|--------|--------------------|----------------|----|
| 事前提出分  | 契約書の写し             |                |    |
|        | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書  | 第1号様式          |    |
| 請求時提出分 | 請求書（選挙運動用自動車の使用）   | 第13号様式（1）      |    |
|        | 請求内訳書              | 第13号様式（1）別紙その1 |    |
|        | 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） | 第10号様式（1）      |    |



選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）  
 （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）



| 手続の順序                   | 必要な書類  | 添付書類    |
|-------------------------|--|---------|
| ①有償契約の締結<br>(候補者と運送業者)  | 選挙運動用自動車使用契約書(契約に関する書面)                              |         |
| ②契約(写)の届出<br>(候補者⇒町選管)  | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第1号様式】                             | ①の契約書写し |
| ③使用証明書の交付<br>(候補者⇒運送業者) | 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【第10号様式(1)】                        |         |
| ④費用の請求<br>(運送業者⇒町選管)    | 請求書(選挙運動用自動車の使用)【第13号様式(1)】<br>請求内訳書【第13号様式(1)別紙その1】 | ③の使用証明書 |
| ⑤支払い<br>(町選管⇒運送業者)      |  |         |

※供託物が没収される候補者の費用について、運送業者は町長へ④の請求することができません。

※町長に対する④の請求は、二宮町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）  
 （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約による場合）  
 ※個別契約の場合

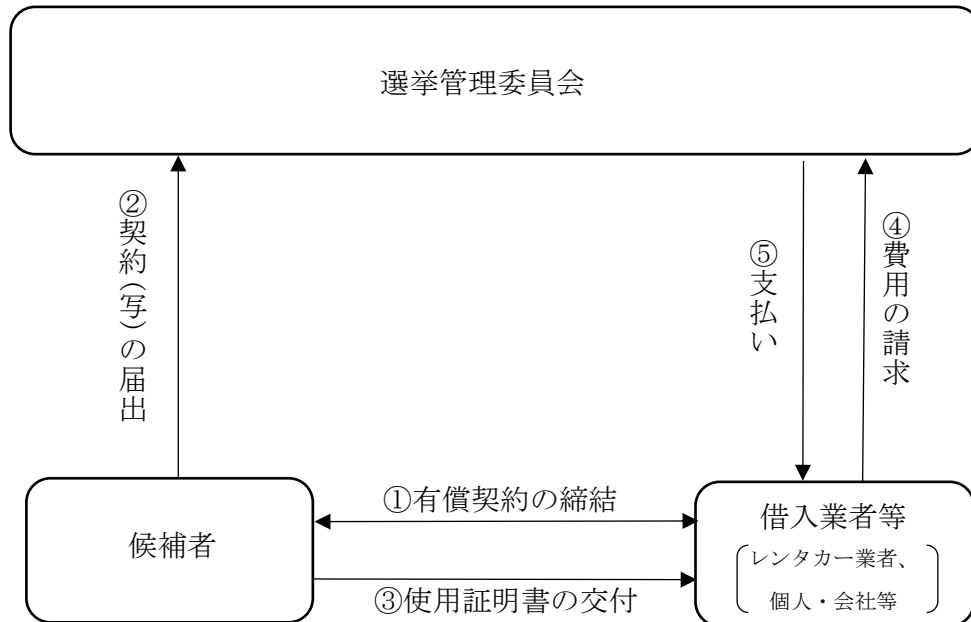
選挙管理委員会へ提出が必要な書類

| 提出時期   | 様式名                | 様式番号              | 確認 |
|--------|--------------------|-------------------|----|
| 事前提出分  | 契約書の写し             |                   |    |
|        | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書  | 第1号様式             |    |
| 請求時提出分 | 請求書（選挙運動用自動車の使用）   | 第13号様式（1）         |    |
|        | 請求内訳書              | 第13号様式（1）別紙その2（1） |    |
|        | 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） | 第10号様式（1）         |    |

## 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約による場合）

※個別契約の場合



| 手続の順序                   | 必要な書類   | 添付書類    |
|-------------------------|---|---------|
| ①有償契約の締結<br>(候補者と借入業者等) | 選挙運動用自動車使用契約書(契約に関する書面)                                 |         |
| ②契約(写)の届出<br>(候補者⇒町選管)  | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第1号様式】                                | ①の契約書写し |
| ③使用証明書の交付<br>(候補者⇒運送業者) | 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【第10号様式(1)】                           |         |
| ④費用の請求<br>(借入業者等⇒町選管)   | 請求書(選挙運動用自動車の使用)【第13号様式(1)】<br>請求内訳書【第13号様式(1)別紙その2(1)】 | ③の使用証明書 |
| ⑤支払い<br>(町選管⇒借入業者等)     |   |         |

※供託物が没収される候補者の費用について、借入業者等運送業者は町長へ④の請求することができません。

※町長に対する④の請求は、二宮町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用自動車の使用（燃料供給）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約による場合）

※個別契約の場合

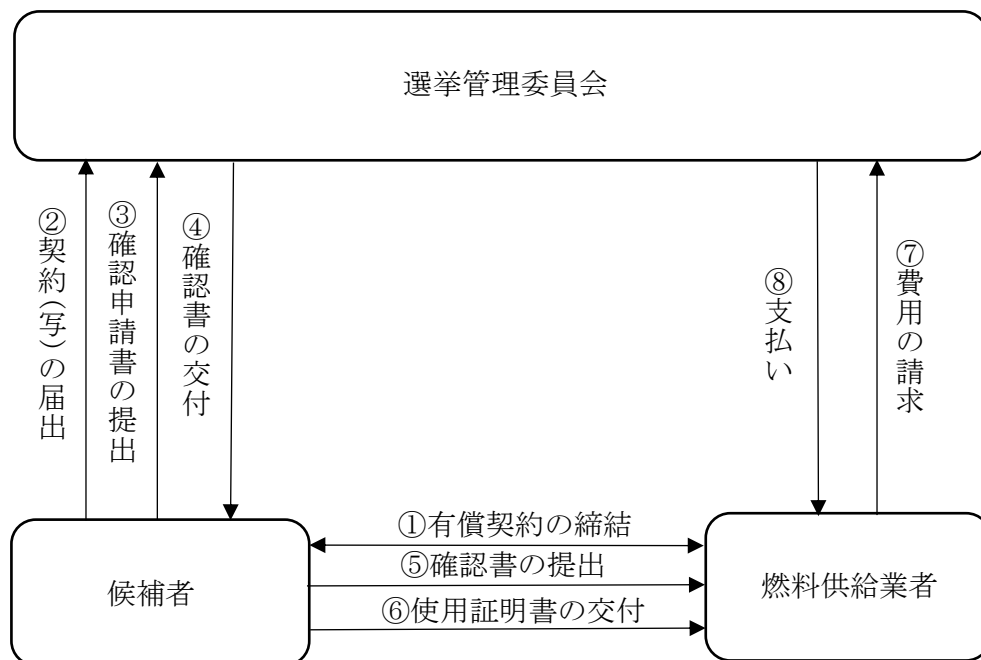
### 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

| 提出時期   | 様式名               | 様式番号              | 確認 |
|--------|-------------------|-------------------|----|
| 事前提出分  | 契約書の写し            |                   |    |
|        | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 | 第1号様式             |    |
| 請求前提出分 | 選挙運動用自動車燃料代確認申請書  | 第4号様式             |    |
| 請求時提出分 | 請求書（選挙運動用自動車の使用）  | 第13号様式（1）         |    |
|        | 給油伝票の写し           |                   |    |
|        | 請求内訳書             | 第13号様式（1）別紙その2（2） |    |
|        | 選挙運動用自動車使用証明書（燃料） | 第10号様式（2）         |    |
|        | 選挙運動用自動車燃料代確認書    | 第7号様式             |    |

## 選挙運動用自動車の使用（燃料供給）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約による場合）

※個別契約の場合



| 手続の順序                     | 必要書類【様式等】   | 添付書類                        |
|---------------------------|---|-----------------------------|
| ①有償契約の締結<br>(候補者と燃料供給業者)  | 選挙運動用自動車燃料供給契約書(契約に関する書面)                               |                             |
| ②契約(写)の届出<br>(候補者→町選管)    | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第1号様式】                                | ①の契約書の写し                    |
| ③確認申請書の提出<br>(候補者→町選管)    | 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【第4号様式】                                 |                             |
| ④確認書の交付<br>(町選管→候補者)      | 選挙運動用自動車燃料代確認書【第7号様式】                                   |                             |
| ⑤確認書の提出<br>(候補者→燃料供給業者)   |   | ④の確認書                       |
| ⑥使用証明書の交付<br>(候補者→燃料供給業者) | 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【第10号様式(2)】                            | 給油伝票の写し                     |
| ⑦費用の請求<br>(燃料供給業者→町選管)    | 請求書(選挙運動用自動車の使用)【第13号様式(1)】<br>請求内訳書【第13号様式(1)別紙その2(2)】 | ④の確認書<br>⑥の使用証明書<br>給油伝票の写し |
| ⑧支払い<br>(町選管→燃料供給業者)      |   |                             |

※供託物が没収される候補者の費用について、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

※町長に対する⑦の請求は、二宮町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約による場合）

※個別契約の場合

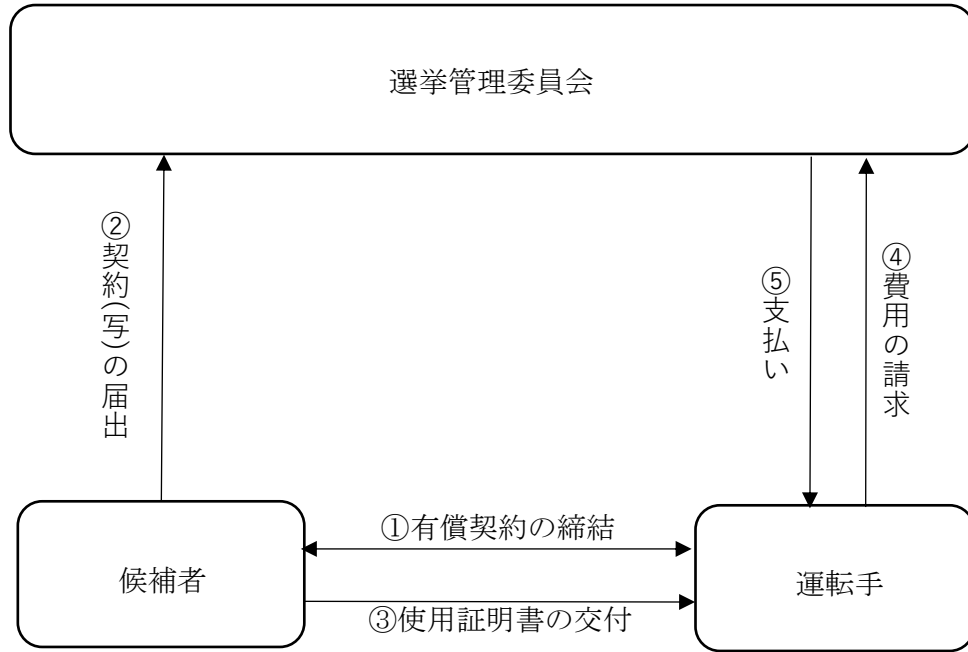
選挙管理委員会へ提出が必要な場合

| 提出時期   | 様式名                | 様式番号              | 確認 |
|--------|--------------------|-------------------|----|
| 事前提出分  | 契約書の写し             |                   |    |
|        | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書  | 第1号様式             |    |
| 請求時提出分 | 請求書（選挙運動用自動車の使用）   | 第13号様式（1）         |    |
|        | 請求内訳書              | 第13号様式（1）別紙その2（3） |    |
|        | 選挙運動用自動車使用証明書（運転手） | 第10号様式（3）         |    |

## 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約による場合）

※個別契約の場合



| 手続の順序                  | 必要な書類   | 添付書類    |
|------------------------|---|---------|
| ①有償契約の締結<br>(候補者と運転手)  | 選挙運動用自動車運転手契約書(契約に関する書面)                                |         |
| ②契約(写)の届出<br>(候補者⇒町選管) | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第1号様式】                                | ①の契約書写し |
| ③使用証明書の交付<br>(候補者⇒運転手) | 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【第10号様式(3)】                           |         |
| ④費用の請求<br>(運転手⇒町選管)    | 請求書(選挙運動用自動車の使用)【第13号様式(1)】<br>請求内訳書【第13号様式(1)別紙その2(3)】 | ③の使用証明書 |
| ⑤支払い<br>(町選管⇒運転手)      |   |         |

※供託物が没収される候補者の費用について、運転手は町長へ④の請求をすることができません。

※町長に対する④の請求は、二宮町選挙管理委員会で受け付けます。

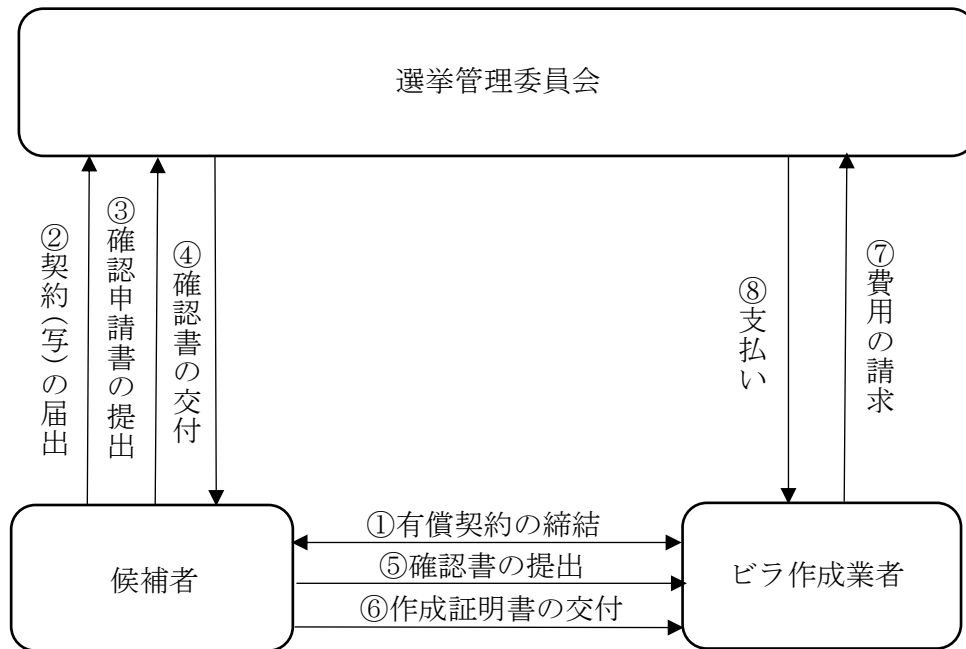
## 選挙運動用ビラの作成

### 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

| 提出時期   | 様式名              | 様式番号        | 確認 |
|--------|------------------|-------------|----|
| 事前提出分  | 契約書の写し           |             |    |
|        | 選挙運動用ビラ作成契約届出書   | 第2号様式       |    |
| 請求前提出分 | 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 | 第5号様式       |    |
| 請求時提出分 | 請求書（選挙運動用ビラの作成）  | 第13号様式（2）   |    |
|        | 請求内訳書            | 第13号証式（2）別紙 |    |
|        | 選挙運動用ビラ作成証明書     | 第11号様式      |    |
|        | 選挙運動用ビラ作成枚数確認書   | 第8号様式       |    |



## 選挙運動用ビラの作成



| 手続の順序                     | 必要な書類  | 添付書類                     |
|---------------------------|--|--------------------------|
| ①有償契約の締結<br>(候補者とビラ作成業者)  | 選挙運動用ビラ作成契約書(契約に関する書面)                           |                          |
| ②契約(写)の届出<br>(候補者⇒町選管)    | 選挙運動用ビラ作成契約届出書【第2号様式】                            | ①の契約書写し                  |
| ③確認申請書の提出<br>(候補者⇒町選管)    | 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【第5号様式】                          |                          |
| ④確認書の交付<br>(町選管⇒候補者)      | 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【第8号様式】                            |                          |
| ⑤確認書の提出<br>(候補者⇒ビラ作成業者)   |  | ④の確認書                    |
| ⑥作成証明書の交付<br>(候補者⇒ビラ作成業者) | 選挙運動用ビラ作成証明書【第11号様式】                             |                          |
| ⑦費用の請求<br>(ビラ作成業者⇒町選管)    | 請求書(選挙運動用ビラの作成)【第13号様式(2)】<br>請求内訳書【第13号様式(2)別紙】 | ④の確認書<br>⑥の作成証明書<br>ビラ見本 |
| ⑧支払い<br>(町選管⇒ビラ作成業者)      |  |                          |

※供託物が没収される候補者の費用について、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

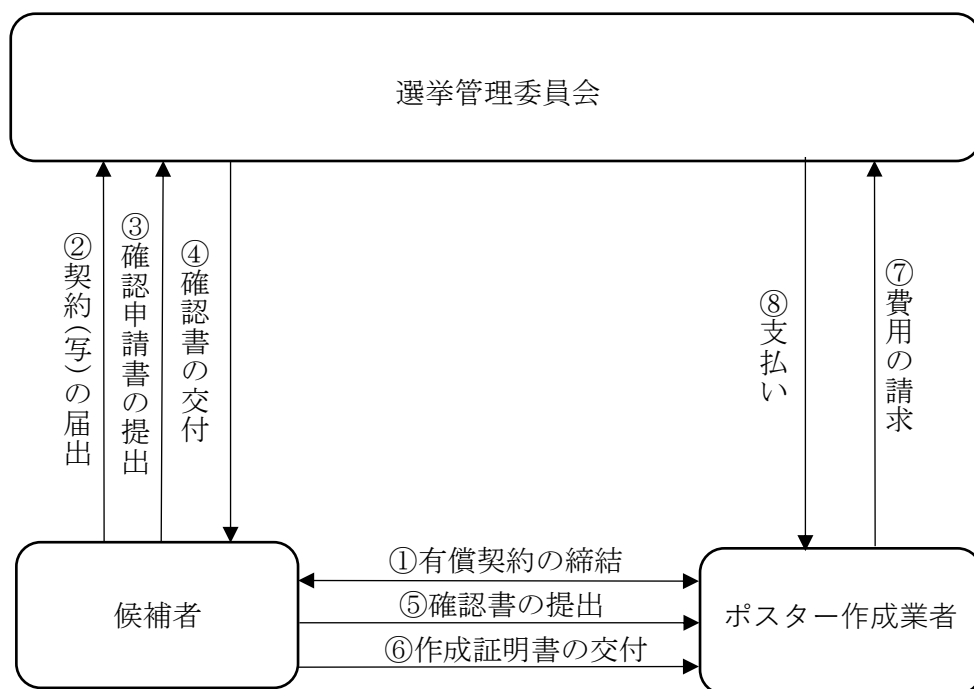
※町長に対する⑦の請求は、二宮町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用ポスターの作成

### 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

| 提出時期   | 様式名                | 様式番号        | 確認 |
|--------|--------------------|-------------|----|
| 事前提出分  | 契約書の写し             |             |    |
|        | 選挙運動用ポスター作成契約届出書   | 第3号様式       |    |
| 請求前提出分 | 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 | 第6号様式       |    |
| 請求時提出分 | 請求書（選挙運動用ポスターの作成）  | 第13号様式（3）   |    |
|        | 請求内訳書              | 第13号証式（3）別紙 |    |
|        | 選挙運動用ポスター作成証明書     | 第12号様式      |    |
|        | 選挙運動用ポスター作成枚数確認書   | 第9号様式       |    |

## 選挙運動用ポスターの作成



| 手続の順序                       | 必要な書類                                | 添付書類             |
|-----------------------------|--------------------------------------|------------------|
| ①有償契約の締結<br>(候補者とポスター作成業者)  | 選挙運動用ポスター作成契約書(契約に関する書面)             |                  |
| ②契約(写)の届出<br>(候補者⇒町選管)      | 選挙運動用ポスター作成契約届出書【第3号様式】              | ①の契約書写し<br>仕様書等  |
| ③確認申請書の提出<br>(候補者⇒町選管)      | 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【第6号様式】            |                  |
| ④確認書の交付<br>(町選管⇒候補者)        | 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【第9号様式】              |                  |
| ⑤確認書の提出<br>(候補者⇒ポスター作成業者)   |                                      | ④の確認書            |
| ⑥作成証明書の交付<br>(候補者⇒ポスター作成業者) | 選挙運動用ポスター作成証明書【第12号様式】               |                  |
| ⑦費用の請求<br>(ポスター作成事業者⇒町選管)   | 請求書【第13号様式(3)】<br>請求内訳書【第13号様式(3)別紙】 | ④の確認書<br>⑥の作成証明書 |
| ⑧支払い<br>(町選管⇒ポスター作成業者)      |                                      |                  |

※供託物が没収される候補者の費用について、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

※町長に対する⑦の請求は、二宮町選挙管理委員会で受け付けます。

## VI 契約書参考例

### 【1. 自動車一般運送契約書〈町長・町議共通〉】

#### 自動車一般運送契約書

選挙候補者 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約を締結する。

#### 1 使用車種及び登録番号

2 契約期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 契約金額 金 円  
(内訳 1日につき 円(税込) × 日間)

#### 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

#### 5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
氏 名

乙 住 所  
氏 名

戸籍名で記載

## 自動車一般運送契約書（記入例）

ハイヤー契約

二宮町町長（議会議員）選挙候補者二宮太郎（以下「甲」という。）と株式会社●●タクシー代表取締役神奈川一郎（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約を締結する。

選挙運動期間内であること（11月15日～19日）

### 1 使用車種及び登録番号

小型乗用自動車 湘南〇〇あ〇〇-〇〇

### 2 契約期間 令和 4 年 11 月 15 日 ～ 令和 4 年 11 月 19 日

### 3 契約金額 金 300,000 円（税込）

（内訳 1日につき 60,000 円（税込）× 5 日間）

### 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4 年 11 月 1 日

契約は立候補届出前  
（告示日前）でも可

甲 住 所 二宮町二宮〇〇〇番地

氏 名 二宮太郎

住所及び氏名は候補者届出と一致  
押印必要

二宮

乙 住 所 平塚市▲▲〇〇番地

氏 名 株式会社●●タクシー

代表取締役 神奈川一郎

代表者印必要

【2. 選挙運動用自動車賃貸借契約書〈町長・町議共通〉】  
選挙運動用自動車賃貸借契約書

選挙候補者 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 使用車種及び登録番号

2 契約期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 契約金額 金 円  
(内訳 1日につき 円(税込) × 日間)

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
氏 名

乙 住 所  
氏 名

戸籍名で記載

## 選挙運動用自動車賃貸借契約書（記入例）

## 個別契約

二宮町町長（議会議員）選挙候補者二宮太郎（以下「甲」という。）と株式会社●●レンタル代表取締役吾妻山次郎（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

選挙運動期間内であること（11月15日～19日）

### 1 使用車種及び登録番号

小型乗用自動車 湘南〇〇あ〇〇-〇〇

### 2 契約期間 令和 4 年 11 月 15 日 ～ 令和 4 年 11 月 19 日

### 3 契約金額 金 70,000 円（税込）

（内訳 1日につき 14,000 円（税込）× 5 日間）

### 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4 年 11 月 1 日

契約は立候補届出前  
（告示日前）でも可

甲 住 所 二宮町二宮〇〇〇番地

氏 名 二宮太郎

住所及び氏名は候補者届出と一致  
押印必要

乙 住 所 二宮町▲▲〇〇番地

氏 名 株式会社●●レンタル

代表取締役 吾妻山次郎

代表者印必要

【3. 選挙運動用自動車燃料供給契約書〈町長・町議共通〉】  
選挙運動用自動車燃料供給契約書

選挙候補者 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 供給場所 所在地  
名 称

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

4 契約金額

単位 1 リットルあたり 円 (税込) とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
氏 名

乙 住 所  
氏 名



戸籍名で記載

### 選挙運動用自動車燃料供給契約書（記入例）

## 個別契約

二宮町町長（議会議員）選挙候補者二宮太郎（以下「甲」という。）と株式会社●●石油代表取締役山西三郎（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

1 供給する期間 令和 令和 4 年 11 月 15 日 ～ 令和 4 年 11 月 19 日

2 供給場所 所在地 二宮町山西〇〇番地  
名称 株式会社●●石油

選挙運動期間内であること（11月15日～19日）

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号  
小型乗用自動車 湘南〇〇あ〇〇-〇〇

#### 4 契約金額

単位 1 リットルあたり 150 円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。

#### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

#### 5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 10 月 25 日

契約は立候補届出前（告示日前）でも可

甲 住所 二宮町二宮●●●番地  
氏名 二宮太郎

住所及び氏名は候補者届出と一致  
押印必要

乙 住所 二宮町山西〇〇番地  
氏名 株式会社●●石油  
代表取締役 山西三郎

代表者印必要

【4. 自動車の運転に関する雇用契約書〈町長・町議共通〉】  
自動車の運転に関する雇用契約書

選挙候補者 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

1 契約する期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 運転する車の車種及び登録番号

3 契約金額 金 円 (税込)  
(内訳 1日につき 円 (税込) × 日間)

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
氏 名

乙 住 所  
氏 名

戸籍名で記載

## 自動車の運転に関する雇用契約書（記入例）

個別契約

二宮町長（議会議員）選挙候補者二宮太郎（以下「甲」という。）と相模五郎（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転業務について、次のとおり契約する。

1 契約期間 令和 令和 4 年 11 月 15 日 ～ 令和 4 年 11 月 19 日

2 運転する車の車種及び登録番号

小型乗用自動車 湘南〇〇あ〇〇-〇〇

選挙運動期間内であること（11月15日～19日）

3 契約金額 金 50,000 円（税込）

（内訳 1日につき 10,000 円（税込）× 5 日間）

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4 年 11 月 1 日

契約は立候補届出前  
（告示日前）でも可

甲 住 所 二宮町二宮●●●番地

氏 名 二宮太郎

住所及び氏名は候補者届出と一致  
押印必要

乙 住 所 二宮町▲▲〇〇番地

氏 名 相模五郎

押印必要

【5-1. 選挙運動用ビラ作成契約書〈町長〉】

選挙運動用ビラ作成契約書

選挙候補者 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 作成枚数 枚
- 2 契約金額 金 円 (税込)  
(単価 円 (税込) × 5,000 枚)
- 3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
氏 名

乙 住 所  
氏 名

戸籍名で記載

## 選挙運動用ビラ作成契約書（記入例）

二宮町長選挙候補者二宮太郎（以下「甲」という。）と株式会社××印刷代表取締役一色紙夫（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

- 1 作成枚数 5,000 枚
- 2 契約金額 金 35,000 円（税込）  
（単価 7 円（税込）× 5,000 枚）

### 3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 10 月 25 日

契約は立候補届出前  
（告示日前）でも可

甲 住 所 二宮町二宮●●●番地  
氏 名 二宮太郎 (二宮)

乙 住 所 二宮町▲▲○○番地  
氏 名 株式会社××印刷  
代表取締役 一色紙夫

住所及び氏名は候補者届出と一致  
押印必要

押印必要

## 【5-2. 選挙運動用ビラ作成契約書〈町議〉】

### 選挙運動用ビラ作成契約書

選挙候補者 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 作成枚数 枚

2 契約金額 金 円 (税込)  
(単価 円 (税込) × 1,600 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
氏 名

乙 住 所  
氏 名

戸籍名で記載

## 選挙運動用ビラ作成契約書（記入例）

二宮町議会議員選挙候補者中里六郎（以下「甲」という。）と株式会社××印刷代表取締役一色紙夫（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

- 1 作成枚数 1,600 枚
- 2 契約金額 金 11,200 円（税込）  
（単価 7 円（税込）× 1,600 枚）

### 3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 10 月 25 日

契約は立候補届出前  
（告示日前）でも可

甲 住 所 二宮町山西●●●番地  
氏 名 中里六郎

住所及び氏名は候補者届出と一致  
押印必要

押印必要

乙 住 所 二宮町▲▲○○番地  
氏 名 株式会社××印刷  
代表取締役 一色紙夫

【6. 選挙運動用ポスター作成契約書〈町長・町議共通〉】  
選挙運動用ポスター作成契約書

選挙候補者 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 作成枚数 枚

2 契約金額 金 円 (税込)  
(単価 円 (税込) × 100 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
氏 名

乙 住 所  
氏 名



戸籍名で記載

## 選挙運動用ポスター作成契約書（記入例）

二宮町長（議会議員）選挙候補者二宮太郎（以下「甲」という。）と株式会社××印刷代表取締役一色紙夫（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

1 作成枚数 100 枚

2 契約金額 金 350,000 円（税込）  
（単価 3,500 円（税込）× 100 枚）

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき二宮町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が二宮町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により二宮町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 10 月 25 日

契約は立候補届出前  
（告示日前）でも可

甲 住 所 二宮町二宮●●●番地  
氏 名 二宮太郎

住所及び氏名は候補者届出と一致  
押印必要

押印必要

乙 住 所 二宮町▲▲○○番地  
氏 名 株式会社××印刷  
代表取締役 一色紙夫